

一般社団法人全日本テコンドー協会

正会員総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条の規定に基づき、当法人の正会員総会（以下「総会」という。）の議事の方法に関し、定款の補足事項について定め、これにより総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

(本人の出席)

第3条 正会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(正会員代理人の出席)

第4条 正会員の代理人は、他の正会員に限り認められる。

- 2 正会員の代理人として出席しようとする正会員は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(議決権行使書面の活用)

第5条 総会を形骸化させず、正会員の意思を総会に反映させるため、議決権行使書面を活用するよう努めるものとする。

(正会員以外の者の出席)

第6条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 当法人の職員及び専門委員会又は特別委員会の委員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

(出席会員の範囲)

- 第7条** 総会の決議については、出席した正会員本人及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに当法人に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

- 第8条** 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

- 第9条** 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

- 第10条** 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

- 第11条** 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。
- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。
- 4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(議事録)

- 第12条** 総会の議事については、議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、

議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。
- 3 正会員総会議事録の作成責任者は専務理事とする。
- 4 専務理事は、正会員総会終了後14日以内に議事録案を作成し、これを議長、当該正会員に出席した正会員、理事及び監事に交付し、内容を確定させるものとする。

(欠席者に対する報告)

第13条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(情報公開)

第14条 総会議事録の要旨を当該総会又は書面決議終了後14日以内に当法人のウェブサイトに掲示して公表する。

- 2 総会議事録にプライバシー又は個人情報などに該当し公表することが相当でない情報については非公開とし、総会議事録の要旨に掲載しないものとする。
- 3 前項の判断は、コンプライアンス委員会の意見具申に基づき、議長が行うものとする。

附 則〔平成28年10月8日制定〕

この規程は、平成28年10月8日から施行する。